

海外冒認商標係争支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 海外冒認商標係争支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 公益財団法人かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)は、海外の現地企業等が不当な方法及び不当な意図で出願した商標(以下「冒認商標」という。)の権利化を防ぐため、県内企業等が行う異議申立てに対し、予算の範囲内で、補助金を交付することにより、海外における県内企業等の商標の保護を図り、もって県内事業者の海外展開を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、県内に本社又は主たる事業所を有する者
- (2) 県内に本部又は活動の拠点を有する組合、団体等(政治団体、宗教団体は除く。)
- (3) (1)、(2)が構成員の3分の2以上を占めるグループ

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、以下の全てに該当するものとする。

- (1) 冒認商標の権利化を防ぐため、対象国・地域の商標当局に対して異議申立てを行うものであること。
- (2) 係争対象国・地域で第三者が既に出願している商標と同一若しくは類似の商標又は地域団体商標を1つ以上日本国内で使用していること。
- (3) 同一内容で、財団以外の機関から、同様の補助を受けていないこと。
- (4) 香川県が事業者団体とともに行う異議申立てに該当しないこと。

(補助対象期間)

第5条 補助事業期間は、財団が第9条による交付決定を行った日から異議申立てが完了した日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

(補助率及び補助額)

第7条 補助率及び補助金額は、別表2のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、財団が定める期日までに、交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に事業計画書等を添えて財団に提出しなければならない。

- 2 第3条第3号に規定するグループの場合は、代表者が申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 財団は、申請書の提出があったときは、必要に応じ審査委員会を開催するなど、申請内容を精査した上で、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行う。

- 2 財団は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を申請者に通知するものとする。
- 3 財団は、補助金の交付に当たり必要な条件を付することができる。

(交付決定をしない場合)

第10条 財団は、前条の規定にかかわらず、申請者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定をしないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(申請の取下げ)

第11条 申請者が、第9条第2項の規定による通知を受領する前に補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した取下届を財団に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第12条 第9条第2項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業を行うことにより得られる効果に変更がない軽微な変更を除く。

(2) 補助事業に要する経費の20%を超えて変更する場合

2 財団は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財団は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者は、異議申立てが完了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに実績報告書(様式第5号)を、財団に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 財団は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等(以下「審査等」という。)を行う。

2 財団は、審査等により、交付決定の内容(第12条第1項の規定による承認を行った場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受領したときは、請求書(様式第7号)を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 財団は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要領又はこれに基づく財団の指示に違反したとき。

(2) 虚偽申請等不適當な行為をした場合

(3) 交付決定の内容又は目的に反して補助金を使用した場合

(4) 第10条各号のいずれかに該当することが判明した場合

(5) 第13条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合

(6) 補助事業を遂行する見込みがなくなった場合

2 前項第1号から第4号までの規定は、第15条の補助金の額の確定後においても適用するものとする。

(状況報告)

第 18 条 財団は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況等について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業により行った係争対象国・地域の商標当局に対する異議申立てについて、裁定があったときは、裁定結果報告書（様式第 8 号）により速やかに財団に報告しなければならない。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の状況を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

区分	補助対象経費
行政手続き費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立てに関し係争対象国・地域の行政機関に支払う手数料 ・ 代理人に要する費用 (国内、現地)

※補助事業に要する経費は、国内及び対象国・地域での消費税、代理人の報酬・料金に係る源泉所得税等の租税を除いて算定すること。

別表 2 (第 7 条関係)

補助率	補助金額
1 / 2 以内	25 万円以内 / 1 件